



YAMAUCHI パテント NEWS

VOL. 47

////// ニュースの目次 //////////////////////////////////////

- 1. 本年度よりの新体制
- 2. 山内伸弁理士のアメリカ研修



////////////////////////////////////

>>

1. 本年度よりの新体制

>>

さて、弊所は、本年4月より新しい体制での活動を本格化させましたので、お知らせ致します。

1. 新布陣

新布陣の弁理士は4名で、新たに赤松善弘弁理士が加わっています。
赤松弁理士は化学分野を専門とするベテランでありまして、それまでの機械分野（山内康伸が主担当）、物理・IT分野（山内伸が主担当）に加えまして取扱い分野を化学にまで広げることができます。

2. ポリシー

弊所のポリシーは軽いフットワークを活かしたアクティブさで、三つの約束「使える知財戦略の提案」、「抑止力の高い特許」、「高い専門知識」を提供することにあります。
そうして、皆様に信頼して頂き、ゆくゆくは100年企業に成長しよう、というのが私共の夢ですし、その夢は皆様方の知財戦略構築にも資すると考えています。

3. 三者面談

三者面談のポイントは、発明者と弁理士と知財部員との合同ミーティングですが、これまで高い特許率の実現に実績を挙げています。

以上のような活動を通じて、貴社の知財戦略の構築に貢献できればと思っております。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

山内特許事務所のシンボルマーク

三つの山は白い雲を目ざして登るアクティブさをイメージしています。
三つの頂点は、私共が約束する3つの提供を意味しています。



- 使える知財戦略を提案します。
- 抑止力の高い特許を提供します。
- そのため高い専門知識を提供します。

・
・
・

そして、皆様に信頼して頂き、100年企業に成長するのが私共の理想です。

弁理士紹介

	<p>所長 山内 康伸 (Yasunobu Yamauchi)</p> <p>弁理士 (特定侵害訴訟代理付記登録) 香川大学客員教授 弁理士会研修所研修講師</p> <p>昭和 57 年弁理士試験合格、翌年弁理士登録 (登録番号 8922) する。 平成 16 年特定侵害訴訟代理業務の付記登録する。 平成 24 年知財功労賞特許庁長官表彰を受賞する。 平成 25 年黄綬褒章を受章する。 所属学会等：日本知的財産協会 (賛助会員)、FICPI・JAPAN (会員)</p>
	<p>山内 伸 (Shin Yamauchi)</p> <p>弁理士 (特定侵害訴訟代理付記登録)</p> <p>平成 11 年 4 月筑波大学第 1 学群自然科学類に入学し、平成 15 年 3 月卒業。 平成 15 年 4 月筑波大学大学院理工学研究科理工学専攻に入学し、平成 17 年 3 月修了。 平成 17 年 4 月に電気機器メーカーに入社。システムエンジニアとして企業向けシステムの構築などの業務に従事し、平成 20 年 3 月退社。 平成 20 年 4 月より山内特許事務所に入所し、内外国特許出願、実用新案、意匠の実務を担当。 平成 22 年 11 月弁理士試験合格、翌年 4 月弁理士登録 (登録番号 17540) する。平成 25 年特定侵害訴訟代理業務の付記登録する。</p>

	<p>赤松 善弘 (Yoshihiro Akamatsu)</p> <p>弁理士 (特定侵害訴訟代理付記登録) 国立大学法人 福井大学客員教授</p> <p>平成 17 年弁理士試験合格、同年弁理士登録 (登録番号 14147) 平成 20 年特定侵害訴訟代理業務付記登録 平成 22 年度付記弁理士実務研修講師</p>
	<p>山内 章子 (Shoko Yamauchi)</p> <p>弁理士 (特定侵害訴訟代理付記登録)</p> <p>平成 8 年立命館大学法学部法学科に入学し、平成 12 年 3 月同校卒業。 平成 13 年 4 月立命館大学大学院法学研究科 (民事法専攻) に入学し、 平成 15 年 3 月修了。 平成 15 年 4 月より山内特許事務所において、意匠・商標の実務を担当。 平成 19 年 11 月弁理士試験合格、同年 12 月弁理士登録 (登録番号 15468) する。平成 23 年特定侵害訴訟代理業務の付記登録する。 所属学会等：日本商標協会、国際商標協会 (INTA)</p>

>>

2. 山内伸弁理士のアメリカ研修

>>

山内伸弁理士は、6月にアメリカの特許法律事務所 Birch Stewart Kolasch Birch LLP の研修に参加します。

期間は、6月4日より27日までで、ほぼ1カ月間です。

この間、上記事務所にてアメリカの特許実務を研修します。

研修の成果は、貴社のアメリカ特許出願の質向上や現地事務所とのコミュニケーションに活用できると考えます。

6月一杯は皆様にご不便をおかけすることになるかと思いますが、どうぞ宜しくお願い致します。